

国民年金 新春特集号

昭和58年1月1日

発行 茨城県行方郡
編集 玉造町長
印刷 町民課国民年金係
(株)さんゆう社印刷



国民年金は

こんなに有利です

—— 公的年金と個人年金 ——

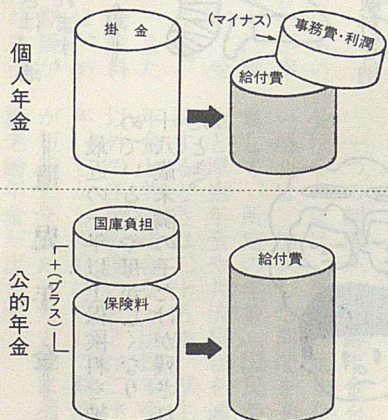
今、私達のまわりには、国民年金などの公的年金のほか、保険会社や郵便局などから、いろいろな「個人年金」が売り出されています。そのため、それぞれの仕組みなどをよく知らないまま、死亡したとき個人年金の方がメリットがあるとか、国民年金は将来あぶないから個人年金に移りたい等と、国民年金をやめたいという人や、未納者がふえており、この機会に、国民年金がいかに有利かを考えてみたいと思います。

国民年金

大きい国の負担

公的年金では、本人が拠出した保険料、あるいは、保険料の元利合計だけが給付にあてられるのではなく、国民年金でいえば給付費の三分の一に相当する額が、国庫負担であり、これに対して個人年金では拠出された掛金と、これを運用して得られる利息だけが給付のた

個人年金と公的年金との給付・負担の簡単な比較



めの原資です。

又、公的年金では、制度を運営していくための事務的な経費が、国庫負担で賄われるのに対して、個人年金では、この費用は掛金の中に含まれます。

ています。

このように、公的年金と個人年金では、仕組みそのものが異なるので、単純に比較をすることはできませんが、同じ額の拠出をしたとしても、受給することとなる年金の目的な額は、公的年金の方が個人年金よりも圧倒的に大きなものになるということがわかると思います。

物価スライドする国民年金で安定した年金を！

保険料は段階的に引き上げられていますが、年金額も少なくとも五年に一度は改定されるほか、毎年消費者物価指数が5%をこえて変動したときは、その割合に応じて引き上げられます。このことは、法律ではつきり約束されていますので、将来も安心です。

国民年金の将来

不安なし

財政的に、今後きびしい状況にあるのは事実ですが、原則として、五年ごとに財政の見直しをはかりながら、給付改善を行うことになっていますので、財政的に破たんするようなことはありません。

物価スライド制による年金額の推移

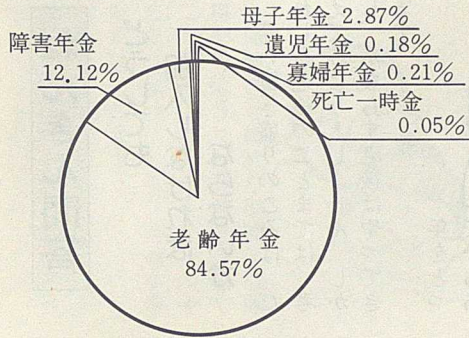
(25年納付)

48年改正	800円×300月(納付月数)	=	240,000円
49年スライド	800円×300月(")	×1.161=	278,640円
50年スライド	800円×300月(")	×1.415=	339,600円
51年改正	1,300円×300月(")	=	390,000円
52年スライド	1,300円×300月(")	×1.094=	426,700円
53年スライド	1,300円×300月(")	×1.167=	455,100円
54年スライド	1,300円×300月(")	×1.207=	470,700円
55年改正	1,680円×300月(")	=	504,000円
56年スライド	1,680円×300月(")	×1.078=	543,300円
57年スライド	1,680円×300月(")	×1.122=	565,500円

これからの、社会経済情勢の変化に伴ない、その時代に即応するための公的年金制度全般にわたる検討や、改善が講じられると思いますし、又公的年金制度の運営は、国が責任を持って行っておりますので、将来の不安は全くありません。年金制度が崩壊するときは、国自体が滅亡の危機に立たされているといっても過言ではないでしょう。

どうぞ、安心して国民年金に加入して、豊かな老後生活にそなえていた、きたいと思っています。

昭和56年度国民年金受給状況



種別	件数	受給額(円)
拠出年金	老齢年金	1,383
	障害年金	69
	母子年金	26
	遺児年金	4
	寡婦年金	8
	死亡一時金	12
	小計	1,502
福祉年金	老齢福祉年金	630
	障害福祉年金	
	(一級)	71
	(二級)	14
	小計	715
合計	2,217	635,508,369

年金受給状況

玉造町の五十七年三月末現在の国民年金受給者は、拠出・福祉を合わせて二、二七一人受給金額は、六億参千五百五十万八千参百六十九円になっています。

受給している金額のうち老齢年金が、八四・五七パーセントを占め第一位、続いて障害年金が、一二・一二パーセント、母子年金が二・八七パーセントになっています。

年金と税金

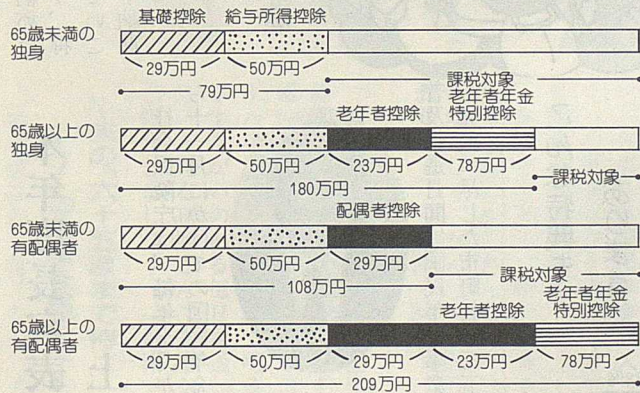
保険料は所得から控除

あなたや、あなたと生計を一つにする配偶者、その他の親族が負担する国民年金の保険料をあなたが支払ったときは、その全額が「社会保険料控除」となって、あなたの所得から差し引かれ課税の対象にはなりません。

年金受給者実質的に無税

受ける年金で所得税の課税対象になるのは、老齢年金と通算老齢年金の二つで、その他の年金には課税がありません。

課税対象となるこの二つの年金は、所得税法で「給与所得」とみなされ、その支給が始まるのは国民年金の場合六十五歳からですが六十五歳以上の給与所得者には①給与所得控除五〇万円②基礎控除二九万円③配偶者控除二九万円④老年者控除



二二万円⑤老年者特別控除七万円の計二〇九万円という諸控除があります。

そこで現在の国民年金で支給される老齢年金の額は、高いものでも五十万円未満ですから配偶者があっても、年金の他に所得のない人、他に所得があっても主に年金で生活する人の場合は、控除額よりも年金所得額がはるかに下回りますから課税されません。

ただし年金の他に多くの所得があっても、二〇九万円を上回る人の場合は、確定申告をしていただくことになります。

受給者の皆様へお願い

◎最近、受給権者が知らないうちに「支払金融機関変更届」が提出されることによる年金の支払いに関するトラブルが発生しております。

支払金融機関を変更することは自由ですが、何回も変更したり人まかせにして、どこで受けているのかわからなくなってしまうと言うようなことがないようにお願い致します。

◎老齢年金・通算老齢年金を受けている方の現況届は、誕生月の末日までに社会保険庁に提出することになっています。

期限までに提出されないときは提出されるまでの間年金の支払いが差し止められます。忘れず提出いたしましょう。

あとがき

「年金をもらい、こうして好きなことができる今のとしよりは、本当に幸福です。これも若い人達のおかげです」とうれしそうに話してくれるおとしよりに出会ったが、我々年金係もますますファイトをもらえ、国民皆年金への想いをはせがなっています。